

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
050060	外国人弁護士ライセンス認可による日本でのビジネスモデル化のサポート(外国法事務弁護士事務所の法人化)	弁護士法30条の2、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第2条第15号	外国において弁護士となる資格を有する者は、新たに資格試験を課されることなく、法務大臣による承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に属する外国法事務弁護士名簿に登録された場合に、外国法事務弁護士として、我が国においてもその資格を取得した外国(原資格国)の法等に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとされている。本制度については、内外からの規制緩和の要望等を踏まえ、これまで数回にわたり法改正を行い、規制を緩和してきた。平成15年の改正では、外国法事務弁護士と日本の弁護士との共同事業が自由化されている。	国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士(外弁)事務所についても日本弁護士事務所と同様の位置付けで法人化が可能となるように早急に求める。	現行の制度では、弁護士は、組合組織又は法人組織(弁護士法人)において法律事務の提供が可能とされているが、外国法事務弁護士は、弁護士と外国法事務弁護士が組合組織によって共同して法律事務を提供することができる(外国法共同事業)ものの、法人組織によって共同して法律事務を提供することが行われていない。近年、弁護士と外国法事務弁護士が提携し、協働して関係構築する必要性が高まる中、国では、平成21年12月に取りまとめられた外国弁護士制度研究会の提言内容に沿った法制化の検討が行われているが、時期が確定されておらず、実施の見込みが明確でない。我が国の弁護士の育成や海外の優秀な外国弁護士の確保、大都市が進める海外企業の誘致に際しても有効なインセンティブとなるよう、弁護士及び外国法事務弁護士の自由な活動環境を十分に確保し、外国法事務弁護士が法人組織により法律事務を提供することができるよう、また、弁護士及び外国法事務弁護士が共同して法人組織により法律事務を提供することができるよう、規制緩和の実現について早急に実現するよう提案する。	F	I	外国法事務弁護士が法人を設立して業務を行うことができるよう法改正すべきであるとの内外の要望が寄せられていることを踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会は、平成20年5月、有識者等で開催された外国弁護士制度研究会を設置した。この外国弁護士制度研究会において、平成21年12月24日に報告書が取りまとめられ、弁護士及び外国法事務弁護士の業務に關し、次の2つの法人制度の創設を提案した。 ①外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人制度 ②弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービス全般の提供を目的とする法人制度 現在、法務省では、この提言内容に沿った法制化の検討を行っているところである。		右提案主体からの意見を踏まえ、再検討し、回答された。	F	I	現在、法務省では、平成21年12月に取りまとめられた外国弁護士制度研究会の提言内容に沿った法制化の検討を行っているところであり、できるだけ早期に国会への法案提出を目指している。	成長戦略拠点特区	1 0 7 9 0 2 0	大阪市	大阪府	法務省
050070	調理師指定養成施設等で学んだ留学生の在留・就労可能化	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第20条	入管法別表第1の1及び第1の2に就労目的の在留資格が規定されている。	日本料理を学ぶため、調理師指定養成施設等に留学した外国人が、卒業後、海外において日本料理の魅力を十分に発信していたが、一定期間(2年又は3年で更新なし)日本料理の分野で就労することができるよう、「特定活動」などの在留資格を認める。	①現状 欧米、アジア地域では、日本料理への関心が高まり、調理指導のニーズも膨らんでいる中、大阪にある複数の調理師指定養成施設では、日本料理を学びたい留学生を受け入れている。 ②問題点 外国人は、調理師免許を取得しても日本で就労することが認められていないため、留学生は、養成施設卒業後は、海外で日本料理人として就労することを希望している。しかし、養成施設等における履修だけでは、日本料理人として十分な実践力が身につくとは言えず、海外で日本料理の技術・文化を正しく伝えるためには、卒業後、日本料理の現場で「見習い期間」として一定期間就労することが必要である。(就労を不可能とする合理的根拠がある場合は、具体的に示していただきたい) ③解決策 調理師指定養成施設等で日本料理を学んだ留学生に限り、一定の要件(例えば、就労先は指定養成施設との契約先に限定する等)を満たした場合、一定期間(2～3年間)、「特定活動」等の在留資格を認める。 ④効果 外国人の就労については、我が国の産業及び国民生活に与える影響を十分に勘案し、国民のコンセンサスを踏まえつつ、多方面から慎重に検討していくことが必要であるものの、実践的な技能を身につけた留学生が現地で日本料理を正しく広めることで、日本が世界に誇る文化のひとつである日本料理の職業技術、文化、サービスを世界にPRしていくことが可能となる。また、カリキュラムの魅力が高まることで、留学生の受け入れ拡大につながる。食文化を誇る大阪には、留学生の受け入れ可能な調理師指定養成施設や日本料理店も十分にあり、本件について、特区として取組むにふさわしいと考える。	C	I・III	我が国においては、専門的・技術的分野での外国人労働者の受け入れを政府全体の基本政策としており、現在では専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における受け入れについては、政府全体として、我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響を十分に勘案し、国民のコンセンサスを踏まえつつ、多方面から慎重に検討していくこととしている。日本料理の現場で「見習い期間」として数年間就労するという場合は明らかに専門的・技術的分野の外国人労働者とは考えられないことから、現在の政府方針に基づき、御要望の実現は困難である。		右提案主体からの意見を踏まえ、再検討し、回答された。	C	I・III	我が国においては、専門的・技術的分野での外国人労働者の受け入れを政府全体の基本政策としており、日本料理の現場で「見習い期間」として数年間就労するという場合は明らかに専門的・技術的分野の外国人労働者とは考えられないことから、現在の政府方針に基づき、御要望の実現は困難である。	留学生受け入れ拡大・日本文化の魅力発信	1 0 8 3 0 4 0	大阪府	大阪府	法務省 厚生労働省